

# 共同住宅（アパート）などの賃貸建物を建築された方へ

## 固定資産税（償却資産）の申告が必要です

共同住宅（アパートなど）の不動産賃貸業を営んでいる方（貸店舗・事務所などを含む）で、確定申告において減価償却として必要経費に算入される事業用資産を所有されている場合は、毎年1月31日までに固定資産税（償却資産）の申告が必要です。

### 固定資産税の対象となる償却資産とは

会社や個人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いることができる構築物（建物附属設備を含みます。）・機械・装置・工具・器具・備品などで、土地・家屋以外の減価償却できる資産をいいます。

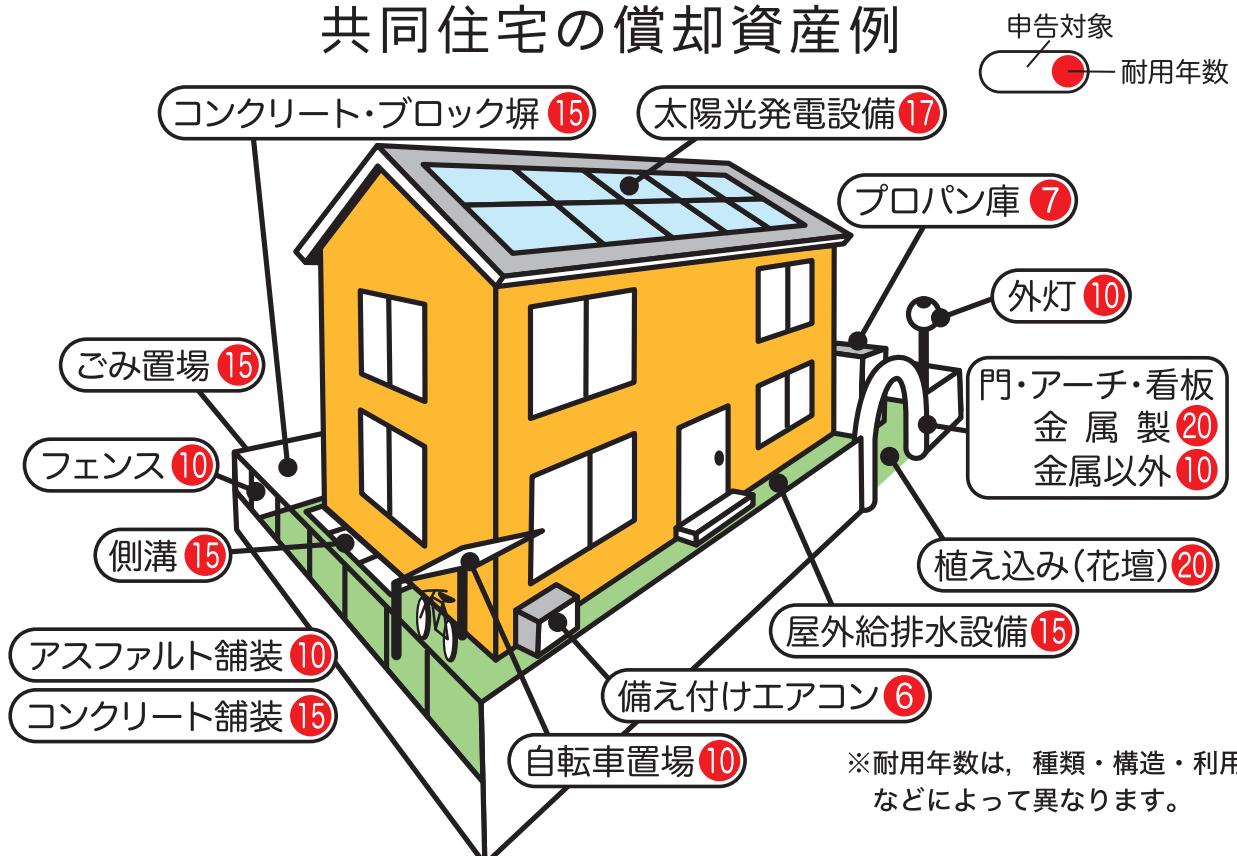
不動産賃貸業における主な償却資産を例示しますと、次のようなものがあります。

構築物	敷地のアスファルト舗装、コンクリート舗装、自転車置場、ごみ置場、屋外給水・排水設備、下水道接続工事、側溝、周囲フェンス、門、ブロック塀、外灯、植栽工事、広告塔 など
機械装置	太陽光発電設備、駐車場機械設備、受変電設備、自家用発電設備 など
器具・備品	壁掛けエアコン、家具付きアパートの場合のテレビ、冷蔵庫 など

※所得税・法人税の確定申告において、新築工事にかかった経費をひとまとめにして「アパート工事（建物）一式」等の名称で減価償却している場合には、これらの経費のうち、家屋（固定資産税）の課税対象となる建物本体部分を除き、申告対象となる資産を抜き出して申告していただくことになります。

なお、申告の際には、工事見積書等の内訳から、申告対象となる資産の名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数等を抜き出してください。

### 共同住宅の償却資産例



詳しくは福山市のホームページをご覧ください

福山市 償却資産

検索



#### 問合せ先

福山市税務部資産税課

償却資産担当

電話 (084)928-1022

e-mail

shisanzei@city.fukuyama.hiroshima.jp